

## 第2期高知県南海地震対策行動計画(素案)の意見公募手続(パブリックコメント) に寄せられた意見と意見に対する考え方

- ①第2期行動計画素案に盛り込まれているもの ②意見を受けて第2期行動計画素案に追加・修正するもの ③今後、行動計画に位置付けるかどうか検討するもの(第2期のPDCAの中での検討を含む)  
④行動計画に反映しないもの ⑤その他(行動計画としてではなく別途検討していくものなど)

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
事前の防災対策	1	学校等の防災対策の推進	・「学校安全対策チェックリスト」「安全教育プログラム」を各市町村・学校に示したうえで、防災マニュアルの調査等をするようにしてほしい。	①	<p>いただいたご意見は、行動計画素案取組項目「2-1 学校等の防災対策の推進」で次のように対応しています。</p> <p>・「学校安全対策チェックリスト」による県内全ての小中学校等での学校防災マニュアルの点検はH24年度から実施しています。併せて、全ての公立小中学校等の学校防災マニュアルを学校安全対策課で確認し、マニュアルとして必要な項目が記載されていない学校へは、市町村教育委員会を通じてマニュアルの見直しをお願いしています。</p> <p>・H25年度以降も「学校安全対策チェックリスト」を各市町村・学校に送付し、震災対策の取組状況を把握するとともに、「安全教育プログラム」に基づき改訂した「学校防災マニュアル作成の手引き」を各市町村・学校へお示したうえで、学校防災マニュアルの再点検・見直しを依頼することとしています。</p> <p>・なお、「安全教育プログラム」は5月中旬に全教職員に配付しました。</p>
建築物等の耐震化	2	住宅の耐震化について	・家の耐震化の実態を調査して、費用が少なく済む(個人の負担が少ない)対策方法を研究してほしい。	①	<p>・本県では、耐震改修工事を実施する住宅所有者の負担を軽減するため90万円/戸を上限に支援を行っています。低コストの耐震改修工事が普及することにより、住宅所有者の負担が軽減され、改修工事の実施件数が伸びるものと考えており、耐震改修に携わる建築士を対象にした研修会等において、耐震補強計画の考え方や、合理的で低コストの耐震補強工法を紹介するなど普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>行動計画取組項目2-5「既存住宅の耐震化の促進」の中で取り組みを進めていきます。</p>
	3	県・市町村有建築物の耐震化の促進	・行動計画素案取組項目2-6「県・市町村有建築物の耐震化の推進」②について、現状では、高知市の消防本部・消防署の耐震化率(高知市分)は6箇所/11箇所となっている。	⑤	<p>・ご意見のとおり、高知市の消防本部・消防署の耐震化率(高知市分)は把握しています。</p>
室内の安全確保対策	4	学校等の室内の安全対策の促進について	<p>・行動計画素案取組項目2-11「学校等の室内の安全対策の促進」について、計画スケジュールの② 計画期間以降、「H30高知市の対策が完了」について高知市は構造体の耐震化の完了が平成30年度であり、非構造部材の耐震化について、H30年度で完了することは困難です。</p> <p>・修正案として、耐震対策率を100%にするために引き続き支援を実施とするとしてほしい。</p>	④	<p>・平成24年10月2日付け24高学安第514号高知県教育長要請文書のとおり、構造体にあわせて耐震化する場合以外は、H27年度末までに非構造部材の耐震化を完了するよう要請していることから、構造体の耐震化が必要な建物以外の建物の非構造部材については、H27年度末までに耐震化が完了すると考えています。</p> <p>・このため、修正案のような対応は考えていません。</p> <p>・ただし、H27年度末までに非構造部材の耐震化を完了するにあたり国の補助制度の対象とならない1校あたりの補助対象経費が400万円未満の学校への支援制度については、今年度中に各市町村の状況を把握したうえで、県単独支援制度の創設についても検討することから、H26～27年度の取り組み内容の見直しについては、今後の検討課題と考えています。</p>
避難対策	5	津波避難ビルについて	・行動計画素案取組項目2-15「津波避難路・避難場所の整備(⑦津波避難ビル(民間))」について、ビル等に地震を感知すると解錠して併せてドアも開くようなシステム導入に掛る補助金制度及び促進をお願いする。	①	<p>・いただいたご意見は、行動計画素案取組項目2-15で避難場所の確保策の一つとして対応しています。</p> <p>・従来から民間施設も含めた津波避難ビルへの解錠装置設置に要する費用を市町村向けに補助し、取付を支援しています。</p> <p>・通信方式の解錠装置は毎月の維持管理費が必要ですが、この部分は補助対象外となり、設置者による負担をお願いしています。</p>
	6	ハザードマップについて	<p>・土地勘の無い場所で遭遇するととりわけ高知県は太平洋に面している部分が多いので心配です。</p> <p>・電信柱など一定の場所(例えば地面から0mの位置)に市町村統一した「ここは海拔〇〇m」、「避難場所は→で示して」場所の名前を記載されても知らない場所に居る時は何処の行って良いのか全く解らない。(どちらが海側かも)とにかく「電柱」を見ると安心する。</p>	⑤	<p>・津波浸水の恐れのある地域において、地盤高や避難経路、避難場所などの表示を行うことは、県民の皆様が日常生活の中で防災・減災の意識をもっていただくことや、いざというときの避難行動に結びつき、重要と考えています。</p> <p>そのため、県としても市町村が行う表示板の設置に対して補助を行い、迅速な整備が進むよう支援しています。また、市町村毎に表示板のデザインが違って分かりにくいといった声もあったことから、昨年度には県と市町村で協議を行い、できるだけ統一的な表示となるよう矢印表示も含めた標準的なデザインを定めました。今後も、市町村と連携してより効果のある津波避難対策の推進に努めます。</p>

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
避難対策	7	津波避難サイレンについて	・高知公園の12時のサイレンに未だに第二次世界大戦時空襲警報(高知公園のサイレンが爆弾投下による避難合図でした)を思い出す。聞く度に恐怖心が拭えない。このようなサイレンの恐怖を体験した人々は数少ないと思う。そこで、高知県下市町村全てサイレンを備えているところ(火災時にも鳴っています)は「津波避難サイレン」特有の鳴らし方を流したらどうか。火災時、河川氾濫時(中村在住時四万十川堤防決壊時間のような気がする)市民に緊急時の合図として活用すると何処にいても良く聞こえる。携帯で地震発生時は感知出来るのですが高知公園のサイレンは特に緊張を呼ぶ。	⑤	・津波警報等発令時のサイレンの吹鳴方法については国が予報警報標識規則に定められています。吹鳴方法について一部の市町村においてはホームページ等で周知を行っておりますが、県としてもさらに周知が図られるよう各市町村の担当者にお問い合わせするとともにより良い警報のあり方についてもいただきました意見を市町村とも情報共有し、必要に応じ支援していきます。
	8	避難ビル指定について	・公共の施設などは避難ビル指定を進めていると思うが、民間も含めて全てのビルについて避難ビルとするよう、法や条例などで強制できないか。地震が起こった際には土地勘がある場所にいるとも限らず、そうした際に指定されたビルを探すのは無理であるので。とにかく津波から逃げるには近くのビルに避難するのが効果的であると思う。	⑤	・民間のビル等については、個人の財産ですので、条例等による規制は難しいと考えます。
	9	津波によるがれき対策について	・津波に備えて瓦礫となりそうな無用なものを早めに撤去する。 ・無人の木造老朽住宅～行政が取り壊し・撤去費用(話をシンプルに100万円とする)を負担して家主・地主に1年以内の支払いを求める。支払えない場合は、土地を撤去代として自治体に引き渡してもらうという仕組みを設け、撤去を促す。自治体に引き渡された場合は、跡地には根が深く張る(津波で倒れない)樹木を植えるか、実が長持ちし当座の食料の足しになりうる柿を。 ・避難の邪魔になりそうなブロック塀や、街路樹の古い添え木や、役目を終えたり、用をなしていない看板類～被害が出てからのことを考えれば、かかる費用は安い。撤去に際しては町内会・自治会を活用し、ボランティアで協力してもらう。自治会レベルで最も用意しにくい焼却場などへ運ぶトラックと処分費用を行政が用意、負担する。	①木造老朽住宅、ブロック塀⑤それ以外	・緊急輸送道路・避難路沿い等の老朽住宅の除却やブロック塀の安全対策の支援を実施しています。 ・行動計画取り組み項目2-16「避難路・避難場所の安全の確保」の中で取り組みを進めていきます。
	10	安芸中央インター線建設計画について	・0.8キロの間に新安芸市消防防災センターと安芸中学校があるので、避難道路としての機能を盛り込んでどうか。 ・電柱や街路樹、交通標識などの避難を妨げるものは極力排除する、夜間誘導灯は欲しい。	⑤	・当該路線は、市街地と安芸中ICを連絡する道路であり、沿道には防災センター等も位置することから、地域の防災力強化向上に不可欠な路線である。このことから、完成供用時には、避難路、緊急輸送用道路としての指定も視野に入れて整備を進めています。 ・避難誘導灯については、自主防災組織を通じて要望してもらえれば、市が対応すると安芸市から聞いております。 ・電柱については、道路区域内からできる限り排除する方向で現在管理に取り組んでおりますので、地元住民のご協力や電柱管理者との協議が整えば、ご提案の内容にも沿えるものと考えます。
	11	避難路の整備について	・大地震で停電が予想されるので高台や山への道路に、太陽光の街灯の設置が必要です。また、津波は、川を逆流するようになるので橋はしっかり補強する必要がある。	⑤	・県では、市町村が太陽光発電式の避難誘導灯を設置する際に、補助を行い設置を支援しています。 ・橋梁の津波対策については、国の動向を踏まえ、対策を検討していきます。
	12	道路の整備について	・高規格道路は完成が待ち望まれている。同時に海岸部にある県・市道で広げる予定の道路は、盛り土道路にしてほしい。	⑤	・東日本大震災では、津波拡大防止効果など道路の副次的な機能が発揮されたことから、県道や市道の改良時に盛土構造とすることは、有効と考えますが、地域の皆様の沿道利用など総合的に検討を行うことが必要と考えます。
	13	人命救助対策について	・津波危険地域の住民、幼稚園・小・中・高・専門学校生等全員に至急救命胴衣を配布する。予備個数を用意する。救命胴衣を改良する。	⑤	・救命胴衣については、地形や避難場所、浸水の状況によっては装着が有効となる可能性もあると考えています。一方、装着に要する時間や、迅速な避難行動を取る際の身のこなしに影響が出る可能性など、様々な課題もありますので利用する方々の状況に合わせて、検討をしていく必要があります。
津波・浸水被害の軽減	14	長期浸水対策について	・浸水を解消するのに一カ月ぐらいと新聞で書かれていたが、実際はもっとかかるのでは。1年ぐらいかかると思う。 ・排水機場やポンプ場の耐震対策等はしているのか。	①	・浸水を早期に解消するためには排水機場等による内水排除は不可欠であることから、県ではこれまでも施設の耐震化や耐水化、停電対策を進めてきました。今後も高知市とも連携しながら排水機場等の対策を進めてまいります。 行動計画取組項目2-19「河川等における津波浸水対策の推進」の中で取り組みを進めます。

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
津波・浸水被害の軽減	15	浦戸湾への津波の侵入の防止について	・津波の侵入を防ぐという根本的防災として、浦戸湾の孕あたりの狭口部に津波防波堤を設置できないか。	⑤	・国において湾口部対策の実施時期を検討中です。
	16	ライフラインの地震対策の推進について	・高知市の汚水処理区内、大津・介良・高須分区を含む約960haの下水が高知県流域下水道高須浄化センターを流末としている。現在の被害想定では、地盤沈下による長期浸水が予想されていることから、下水道が使用できない状態も危惧される。 ・県では下水道事業の業務継続計画を平成24年度に策定されることとなっているが、長期浸水中の業務継続についてどのように計画されているのか。 当内容に合わせて、作成中である本市業務継続計画の内容の調整が必要となる(例えば、流域幹線内が浸水した場合、その上流域の下水道整備エリアは排水ができない状態となるが、上流域は各市町村で対応するのか等)。	①	・県が管理する浦戸湾東部流域下水道の業務継続計画(下水道BCP)については、現在作成中であり、今後、関係3市(高知市、南国市、香美市)との調整を図っていきます。 ・長期浸水中の対応としては、浸水区域外から発生する汚水を処理するため、幹線管路内(県管理)へ流入する汚水を簡易放流するほか、浸水が解消された後は、処理場内で処理するなど、住民生活を確保するよう取り組んでまいります。 行動計画取組項目2-10「ライフラインの地震対策の推進」の中で取り組みを進めていきます。
津波・浸水被害の軽減	17	救護施設(社会福祉施設)の高台移転について	・公立の社会福祉施設についても、高台への移転及び移転に伴う施設整備補助金の制度を実施してほしい。	⑤	・平成24年度国補正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による社会福祉施設の高台移転整備に対する助成が可能となり、本県の津波防災対策も一定の前進が図られることとなりました。その対象施設には救護施設も入っていますが、民間施設のみが対象となっており、公立施設は対象外となっています。 なお、整備期間が平成26年3月末までに着手することとされていますので、26年度以降高台移転整備に取り組む施設を支援できるよう、今回の制度の恒久化と制度の再構築を早急に図ることについて、国に対して政策提言しています。
	18	津波について	・高知市は浦戸湾の入り口が狭く、湾が広くさらに五台山とのその対岸によってせばまり、津波を二重にブロックして来たと言えられる。ところが昭和30～40年代に浦戸湾の東岸が埋められ湾内が狭まっている。津波対策に防潮堤のかさ上げも有効とは思われるが、現在空地化している東部を元の姿に戻すのが最重要と考える。	⑤	・浦戸湾の津波対策については、現在、国とともに検討を進めているところですが、ご提案につきましては、費用面や技術面、撤去する場合の周辺地域や物流面を含めた経済活動への影響などから、困難と考えられます。
	19	学校の地震津波対策について	・海沿いにあり築40年、後10年もすればそろそろ建て替えの準備が必要だが津波が心配。しかし、1、2階は津波に飲まれることを前提に5階建てを建設するような手段もあるのか。 清水ヶ丘中学校もそろそろ築50年で建て替えの時期。生徒も当時の半分になり、いっそのことこの高台に中高一貫の学校を建設し、現在の安芸高は廃校にする。これに津波浸水予想域の川北小学校もくっつけてはどうか。	⑤	・県立安芸高校の南舎については、H25年度に改築工事に着手することになっており、最大クラスの津波にも対応できるよう、当初予定していた3階建から4階建に設計変更もしています。 ・また、安芸高校については、適地があれば高台への移転も併せて検討していますので、その際には市町村立小中学校を所管しています安芸市教育委員会とも連携し対応を考えていきたいと考えています。
	20	津波浸水予想区域について	・安芸市では、自動車道の建設が計画されている。この盛土ができれば津波をせきとめるが、行き場を失った海水は安芸川、伊尾木川を北上し、さらに広範囲に津波が広がる恐れがある。自動車道完成後の津波浸水予想域を調べてほしい。	⑤	・現時点では、今後の道路工事による地形変化に対して再度津波浸水予測を行う予定はありません。
	21	庁舎等の地震津波対策について	・安芸市役所東館はもうそろそろ建て替えの時だが、津波浸水区域外の安芸平野の真ん中に遷都する時ではないか。 安芸高校や清水ヶ中学校も一緒に、浸水予測地域の住人も希望者があれば連れて、津波の心配のない千年都市を建設してはどうか。	⑤	・いただいたご意見は、参考にさせていただくとともに安芸市にお伝えいたします。
	22	ハイブリッド防潮林について	・ハイブリッド防潮林は、普通の防潮林では強度に難があるのではという疑問に答えたい方法だと思う。	⑤	・現在、県内の潮害防備保安林は20km、県全体で700km以上ある海岸線のごく一部であり、潮害防備保安林においてハイブリッド防潮林を設置するだけでは、資料にあるような都市部を含めた総合的な対応は困難と考えます。
	23	土佐くろしお鉄道の高架や盛り土と周辺林について	・東北で、大津波が高速道路の盛り土で止まったのは、まだ記憶に新しいと思う。土佐くろしお鉄道は、海岸部を走っており、鉄道の盛り土や効果はあるのですが、幅や高さが少しく、心もとない。それを補強するためにも周辺に植樹を提案する。	⑤	・土佐くろしお鉄道の高架や盛り土周辺への植樹につきましては、津波避難計画作成の参考として、ご提案内容を市町村等に伝え、検討してもらいます。

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
津波・浸水被害の軽減	24	液状化対策について	・高知県の市街地は川が作った平野か、砂地の地盤が多いと聞いている。地盤沈下や、液状化に対して最良の対策は何か研究してほしい。	①	・液状化対策は、振動により地盤を締め固める工法や固化剤を混合して固結するなど、様々な工法がすでに確立されています。 ・なお、県が管理する河川・海岸堤防などについては、液状化で崩壊しないよう対策を進めることとしています。 ・これらの対策は、行動計画素案取り組み項目2-18「海岸等の地震・津波対策の推進」、2-19「河川等における津波浸水対策の推進」で堤防の耐震化として対応しています。
	25	高台スマートシティについて	・市営・県営住宅の一階に飲食店などを設置し、建物の屋上で太陽光発電装置の設置や野菜などの育成を行えるような複合施設の機能を持つ農林水産業・観光業育成型高台スマートシティを建設してはどうか。	⑤	・事前復興の観点である高台への移転については、まずは災害時要援護者の方々が利用する施設を移転することが必要であり、今年度からそれらの施設の移転を後押しする制度を創設しました。また、高台への移転は個人の費用負担を伴いますので、地域の皆様に高台移転について理解を深めていただけるよう勉強会を開催していきます。
	26	漂流物対策について	・東日本大災害後被災地区に行っていたが膨大な家屋流漂物と同時に津波に耐えた木造住宅がそこそこ崩壊せず残されたいた。崩壊を逃れた原因を調査・基礎がしっかりしていた様に見えた。これから津波浸水地区に新築する家屋はせめて「崩壊を止める」建築手法を推奨されるのも流漂物対策に繋がるのではないかと思います。	⑤	・東日本大震災を踏まえた津波の波圧に対応する建築物の構造設計の考え方が、国から示されているので、この考え方を、建築士(設計者)など建築技術者に普及啓発していきたいと考えています。
津波火災への対策	27	燃料タンク対策について	・海岸部は石油の大型タンクやJAの燃料タンクやビニールハウスのタンクなど、危険な可燃物を設置していることが多い。東北で、町が津波と火災のダブルパンチを受けた例もある。いろいろな研究もすすんでいるので、より有効な安全対策を実施してもらいたい。	①	・高知市タナスカ地区等の石油・ガス施設の地震・津波対策の在り方について有識者を交えた検討会を立ち上げ、検討を行います。 ・漁業用燃料タンクについては県内にある屋外燃油タンク34施設の減災対策を検討し、対策方針を策定し、農業用燃料タンクについては、国の補助事業や県補助金により、重油流出防止装置付きタンク等の導入を促進します。 ・これらの取り組みについては、行動計画取組項目2-23「燃料タンク等の安全対策の推進」の中で進めていきます。
地震による火災等の対策	28	火災対策について	・TVや報道(NHK高知)などで何時も「先ず自分の身の安全を、揺れが治まれば火の元を確認・・・」と訴えている。しかし各家庭の火の元「火がついている時は先ず火を消す」事が大切なように思う。木造住宅の多い高台の団地に住んでいる私は「火災」が一番恐怖。時間帯によっては私達の団地(超高齢化)は丸焼けです。自衛手段を取っていても屋間は高齢老人集団であり、火が怖い。	⑤	・地震による大きな揺れに襲われたときに、あわてて行動すると、転倒した家具、飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。また、揺れているときに無理をして火を消しに行くと調理器具が落ちてきて火傷をする危険がありますので、まず身の安全を守り、揺れがおさまったらすぐに火の始末、火の元の確認をすることが大切です。 ・普段からの出火対策としては、耐震消火装置のような安全器具がついた火気器具の利用も出火防止に効果的だと考えられます。
	29	市街地における火災対策について	・行動計画素案取り組み項目2-24「街地における火災対策」の②-取組内容欄について、以下のように変更をしてもらいたい。 変更前: 不燃領域率40%以上の区域を90%確保(H32) 変更後: 不燃領域率40%以上の区域を85.9%確保(H41)	④	・不燃領域率40%以上の区域を90%確保(H32)については、高知県住生活基本計画(平成23~32年度)に掲げている指標です。
	30	道路街路樹と盛り土道路について	・高知県の道路は、街路樹が少ないように思う。津波対策だけでなく、市街地で起こるかもしれない火災に対しても、樹種を選べば、広がる火災を防げる可能性も大いにある。 ・高規格道路は完成が待ち望まれている。同時に海岸部にある県・市道で広げる予定の道路は、ぜひ、盛り土道路にしてほしい。	⑤	・市街地の道路については、円滑な移動を確保するための「交通機能」に加え、避難及び延焼防止等のための「都市防災機能」として役割を与えるためにも、地域や市町村のなかで検討していくことが必要と考えます。 東日本大震災では、津波拡大防止効果など道路の副次的な機能が発揮されたことから、県道や市道の改良時に盛り土構造とすることは、有効と考えますが、地域の皆様の沿道利用など総合的に検討を行うことが必要と考えます。
土砂災害等の予防	31	土砂災害対策について	・次期南海地震では、土砂災害が多数発生し、集落や地域の孤立が続出する北四国からの救援ルートである鉄道、高速道を含む道路網は壊滅し、その後の余震活動により復旧も困難となり高知県は長期間にわたり陸の孤島となる。 山間地域の移住や疎開についての提唱があるが、高知市内の鏡・土佐山地区さへも地震後に疎開することはできず、事前に移住・疎開すれば土砂災害・孤立が待ち構えている。土砂災害・孤立対策については、専門家の意見を聞き、立案すべき。	①	・県は、大規模崩壊により河川がせき止められる土砂ダムを考慮した避難訓練を、国・市町村と連携して実施するなど、避難体制強化に取り組んでいます。また、崩壊・土石流の影響範囲を明らかにする土砂災害警戒区域の指定を加速化し、地震後に市町村がおこなう避難勧告・指示が、より円滑に行われるよう取り組んでいます。今後も、これらの取り組みを力強く進めるとことにより、土砂災害からの被害者ゼロを目指し、取り組んでいきます。 ・土砂災害対策については、行動計画取組項目2-25「土砂災害対策」の中で取り組みを進めていきます。

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
早期検知・伝達	32	東海地震先発・地震速報機・初動微動による地震前避難について	・初期微動を利用する地震速報機を活用すれば高知市付近では30～40秒の避難時間となり、避難ができる。 次期南海地震では、東海・東南海地震先発の可能性が極めて高く、東海地震発生したら即避難が重要です。	①	・地震・津波の発生を即時に検知することは、迅速な避難のために非常に重要であり、南海トラフに観測監視網を早期に構築するための取り組みを行動計画に記載しています。ただ、強い揺れが発生する恐れのある間に避難することは危険ですので、緊急地震速報が出された際には、まずは身の安全を確保することが最優先だと考えます。
早期検知・伝達	33	宏観異常現象の情報発信について	・阪神大震災の時、宏観異常現象で、異常な空の赤さや異常な雷音のような音、動物の異常行動に注目した人が兵庫県防災センターの語り部になっている。他、井戸水が枯れたり、漁師が気がつく海の異常などを受け付け、県民に知らせる組織が必要だと思う。	⑤	・地震前に起こるさまざまな現象と地震発生の因果関係については、科学的な裏づけができていないことから、専門機関においても研究途上であることを考えると、地方の行政機関である県が本格的に調べることは難しいと考えております。しかし、大学などの専門機関で研究が進められているので、こういうものを決して軽視せずに活用していくという視点も大事だと考えており、異常現象に関して県民の皆様などから幅広く情報を集め、それをお知らせすることとしています。
情報の収集・伝達対策	34	情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保について	・高知県庁のホームページで調べたが、地域防災計画(震災対策編)にはアマチュア無線の文言が出てこない。検索したところ、地域防災計画(一般災害編)P.60, 高知県水防計画書及び付属資料, 土木部建設管理課の高知県地域防災力維持確保対策検討委員会, 高知県社会福祉施設防災対策指針, 日本一の健康長寿県構想南国・香南・香美地域推進協議会では香美郡医師会が医師の連絡用に、医療施設の災害対策のポイント及びアンケート結果, 医療政策・医師確保課の高知県保健医療計画P.249などにアマチュア無線が示されている。 地域防災計画(震災対策編)では非常通信に高知地区非常通信協議会(日本アマチュア無線連盟(JARL)高知県支部が入っているはず)の協力を得るからいいのか、一般災害編に出てくるからいいと言うことなのか。他自治体では第3編 災害応急対策の箇所にもアマチュア無線の利用を掲げているところはたくさんある。 情報収集に関して受動的に協力を求めるのではなく、震災直後に既存通信網は停止若しくは混乱していることを前提として、積極的にアマチュア無線を使うことを考えてもいいのではないかと。理想を言えば県庁を含む県内の自治体、さらにはマスコミ、地区の拠点となる病院にアマチュア無線の局免をおろしておけばいいのですが。 高知県総合防災訓練ではJARL高知県支部が非常通信訓練に参加しているので、県庁でも無線局を設置してはどうか。少なくとも職員若しくは市内在住のアマチュア無線局が無線機を持参して運用できるようにアンテナだけでも屋上に設置しておくとか。	①	・県としても地域防災計画(一般対策編)にも記載していますように、災害発生時の通信手段としてアマチュア無線は有効であると考えております。なお、ご指摘のとおり地域防災計画「一般対策編」は震災対策編等の各編に共通する事項を定めたものですので当然震災対策に共通する事項として定めてあります。 ・県では、南海地震等非常災害時に備えて、電気通信事業者の回線障害や輻輳といった回線混雑の影響を受けずに市町村や消防、災害時支援病院等と連絡が行えるよう、独自のネットワーク回線(防災行政無線)を整備し、災害時にはこれにより情報収集活動を行う計画としています。さらに、こうしたネットワークが寸断したときに備え、警察等の行政機関や四国電力等の公共機関、アマチュア無線連盟高知県支部等の施設を利用させていただき、市町村と連絡体制が確保できるように「高知県非常通信協議会」を組織し、通信計画の策定や訓練に取り組んでおります。こうした、計画の策定や訓練を通じて、必要な通信機器の整備を行ってまいります。 ・いただいたご意見に関しましては、行動計画取り組み項目3-1「情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保」において、アマチュア無線の活用も含めた実践的な訓練を行ってまいります。
情報の収集・伝達対策	35	情報伝達のための住環境の整備について	・県民への広報と円滑な住民の避難、救助活動等には甚強な情報連絡機能が必要。無線通信塔の増設や補助無線アンテナの増設、共同アンテナの活用等により機能強化をはかり、各種配線の地下埋設、高いアンテナ、道路上に倒壊のおそれのあるアンテナ等避難救助活動の障害(ブロック塀同様の道路閉塞)要因を除去する必要がある。 ・電柱の強度は、地盤の亀裂や液状化により弱化する。倒壊した家屋に道路上に落下した数十本の電線、アンテナとアンテナを固定している鉄線等が絡み合い県民の避難・自主的な救助活動を束縛する。こうしたことを解消し、出来るだけ住民が住民自身の手で救助活動ができるような住環境であることが極めて重要です。	⑤	・住民の皆様への適切な避難の勧告をはじめ、効果的な応急活動には、情報連絡機能が重要であり、県や市町村では、防災行政無線など情報伝達手段の整備に努めております。 ・道路の無電柱化事業につきましては、都市景観や防災性向上や安全で快適な通行空間の確保を目的とし、現在県道桂浜はりまや線(高知市潮江地区)において事業を実施しています。 この無電柱化事業を行うためには、行政、電線管理者、地域住民等の合意形成が不可欠で、それらの事業調整から完了まで長期間を要しますが、今後、津波新想定を考慮した地域防災計画の見直し完了し、津波避難路として優先度が高く、3者の合意形成が得られた箇所から、順次、事業実施について検討したいと考えています。
情報の収集・伝達対策	36	情報伝達手段の整備について	・被災時には速やかに県下のあらゆる状況を把握し、逐次決心して国、関係機関及び県民に報告・連絡・広報する必要があります。高知県は、陸路、海路、空路が閉鎖される可能性があるが、情報の流れだけは閉鎖しないように整備してほしい。自衛隊、海保、警察、消防、各市町村、マスコミ各社等の連絡が主体になるが、常日頃から密接な連携が重要であると思う。	①	・ご意見をいただきましたとおり、関係機関との情報共有の仕組みを整備するとともに訓練等を通じて常日頃から緊密に連携してまいります。 ・行動計画取り組み項目3-1「情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保」の中で取り組みを進めていきます。

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
迅速な応急対策のための体制整備	37	ヘリの運航体制について	・行動計画素案取り組み項目3-5「ヘリ運航体制」の中で、「対策概要」の区分:No.①, ②は自助となっているが、公助ではないか。	④	・防災ヘリ等については、災害時には公助の役割として活動しますが、まずヘリが活動することができるよう、自らのヘリを守る対策を講じることは自助にあたると思います。
	38	大規模災害時の指揮命令系統について	・安芸の新合同庁舎が完成したら、新安芸市消防防災センターと合同で防災訓練の実施や近接する地区の避難場所にしてもらいたい、この施設の管理者は誰か。大規模災害時の指揮命令系統をはっきりしておかないと混乱する。 安芸にある県の施設や国の施設は安芸市災害対策本部の指揮下に入るべきだと思う。	⑤	・安芸の新合同庁舎の施設管理者は、高知県安芸福祉保健所長となっています。なお、避難場所の指定については安芸市において行うこととなります。 ・大規模災害時の各機関の対応については、それぞれの役割に応じ、事前に定められた体制を執ることとしていますが、各機関が緊密な連携のもとに应急対策に努めることとしています。
	39	災害対策本部について	災害対策本部は、高知城に設置する。 ・高台の利点で、市内の被災状況を把握する事で、適切な対応が可能となる。 ・国・県・市町村・警察・消防・自衛隊・法曹等関係機関の情報統括地として、送信・受信ネットを構築する。	⑤	・高知県では平成12年度に本庁舎に防災作戦室を整備し、その後も順次情報施設や非常用電源等の整備を行ってきたところです。また、平成24年度には本庁舎等の耐震工事も完了し、災対本部として必要な機能の確保を行ってきたところです。県としては今までどおり本庁舎を中心とする施設に災害対策本部を設置することとしております。
	40	医療機関の災害対応の仕組み作りについて	・市内中心部が浸水する中で、日頃救急医療の中核を担う近森病院や高知赤十字病院も被害を受け、医療センターは陸からの搬送は直には困難となることが予想される。その他の病院での対応含め、混乱した状態の中で、どのような分担がなされることになるのか。各病院の状況を一元的に把握しながら、患者対応ができるような仕組みを検討しておく必要があると思う。	①	・県では、「高知県救急医療・広域災害情報システム」(こうち医療ネット)を整備しており、発災後の医療機関の被災状況や患者受入状況、また、広域搬送の必要性などについて、情報共有を行い対応することとしています。また、平時から、当該システムの入力訓練を医療機関とともに実施し、災害時に備えています。この他にも、衛星携帯電話など複数の通信手段の確保に向けた支援を行っています。 ・いただいたご意見は、行動計画取り組み項目3-6災害時の医療救護活動体制の整備の「通信手段の確保」で、救護病院での一般電話回線以外の通信手段を確保することへの支援(補助)として対応しています。
避難所・被災者対策	41	避難場所について	・安芸川に堆積している土砂を使い、海岸沿いに砂ヶ森をつくり、津波からの避難場所にできないか。平時は子供の写生会や住民の憩いの場にする。	⑤	・「命山」とも呼ばれるような、人工的な盛土構造の丘を作って避難場所とすることは、津波避難タワーなどと同様に、避難空間確保にあたっての選択肢の一つです。それぞれの選択肢には長所と短所があり、「命山」は普段使いがしやすい等のメリットはありますが、盛土材料や広い用地の確保が必要であることから、整備可能な箇所は限定的であると考えています。
	42	公共の避難場所について	・公共の避難場所には受入れに限りがあるので、民間の施設を借りる計画を作成してもらいたい。農協の倉庫や建設会社の車庫などが安芸市には多い。	①	・民間施設も、津波避難ビルとして活用をお願いしており、県内では安芸市も含め約100の施設が既に指定されています。指定にあたっては市町村と施設所有者の間で取り決めを結ぶこととなりますが、県では避難に必要な施設の整備費用などを補助し、指定を支援しています。 ・行動計画取り組み項目2-15「津波避難路・避難場所の整備」の中で取り組みを進めていきます。
	43	燃料対策について	・災害発生時は電気、石油、ガスなどの燃料不足が発生する。米は農協の倉庫にあると思うが、精米機は停電で使えず、玄米になる。食料については、給食センターに備え付けの羽釜と簡易かまどを使い、薪は壊れた家の材木で水は妙見山の湧き水を使い玄米を炊けば何千人分の食料になる。	①	いただいたご意見は、行動計画素案取組項目「2-10 ライフラインの地震対策の推進」2-23燃料タンク等の安全対策の推進」で次のように対応することとしています。 ・平成25年度から「高知県ライフライン連絡会」を設立し、速やかなライフライン復旧のための対策を検討することとしています。また、県内の石油・ガス流通の要である高知市タナスカ地区等の石油・ガス施設の地震・津波対策の在り方について有識者を交えた検討会を立ち上げ、検討を進めることとしています。 ・食糧などの備蓄については、南海トラフ巨大地震による本県の避難者は県の新たな想定では最大約45万1千人と想定されており、県や市町村の備蓄だけでは、必要量を確保することは困難なことから、国の応援や民間との協定などと併せた対策を進めています。例えば、災害時に物資が調達できるよう、コンビニエンスストアやホームセンター、スーパーチェーンなどと協定を締結し、一定量の物資が応援される仕組みができています。しかし、一方で被災後は輸送網等の寸断により必要な物資が被災直後に届かない場合も想定されますので、こうした協定の充実に努めるとともに県民の方々にも食糧や飲料水の備蓄をしていただくことを啓発してまいります。

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
避難所・被災者対策	44	森林資源の防災への活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えて林道や作業道を整備して、間伐作業を促進し、また用材の搬出が容易になるようにしてもらいたい。</li> <li>・新安芸病院に木質ペレットの貯蔵タンクが設置されているが、これはボイラーの燃料なのか。このペレットを災害用燃料として備蓄することは可能なのか。</li> <li>・3ヶ月間煮炊きできる燃料を県内で調達できるようにしてもらいたい。</li> <li>・安芸市内原野から宝蔵峠までの林道の建設も途中で打ち切られたので、ぜひ早急に再開してほしい。</li> </ul>	⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源を搬出するための手段として、路網の整備は必要不可欠でありますので、林道や作業道を整備し、原木を安定的に供給できるよう取り組んでいきます。</li> <li>・県立あき総合病院はペレットを燃料とするした木質バイオマスボイラーを設置していますが、現在の木質ペレットの流通において、ペレットの利用者側が備蓄することは現実的ではありませんが、ペレットの製造者側が需要の多い冬場に向けて需要の少ない夏場に備蓄することは現状で行っています。</li> <li>・内原野を起点とする林道は門屋地区まで連絡して市道と連絡したことや、安芸川や張川方面から作業道も延伸しているので間伐や搬出等はこれにより補完できるものと考えております。</li> </ul>
災害時要援護者の支援	45	視力や聴力に障害のある方への情報提供について	<p>避難所での視力や聴力に障害のある方への情報提供について、以下の対策を行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「情報保障のブース」を設置し、人により違う情報入手法への対応を行ってください。</li> <li>2. 視覚障害者への音訳に慣れた人を派遣してください。</li> <li>3. FM電波による情報発信や磁気ループの設置など、情報保障のハード的システムも検討してください。</li> <li>4. 張り紙など通知や連絡用文書は、音声で知らせることを基本とし、その発信担当者を位置付けてください。</li> </ol>	① ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、南海地震等の災害への備えとして、避難所・福祉避難所の確保を市町村と一緒に進めています。あわせて、避難所の運営に関し、今年度に「運営の手引き」の改訂を予定しています。</li> <li>避難生活をしていくうえで情報の入手は不可欠であるため、東日本大震災の教訓などを踏まえ、情報伝達に特に配慮を要する方に対して、その障害の特性に応じた情報提供を行い、避難生活を適切に過ごしていただけるための仕組みを検討する必要があります。行動計画取り組み項目3-17「災害時要援護者の支援」で取り組みを進めていきます。</li> <li>このような課題に備えるため、「運営の手引き」の改訂にあたっては、障害のある方をはじめ、子どもや高齢者といった要援護者に対する避難所でのハードソフト両面にわたる対応策を充実させる予定です。</li> <li>また、昨年度からは、自主防災組織のリーダーなど地域の方が参加して、避難所運営に関する訓練も取り組みを始めました。</li> <li>こういったことを進めることで、避難所での避難者が抱えるニーズに最大限対応できるよう、準備を進めていく考えです。行動計画取り組み項目3-12「避難体制づくりの推進」で取り組みを進めていきます。</li> </ul>
	46	災害時要援護者の支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画素案取り組み項目3-17「災害時要援護者の支援」①について、災害時要援護者台帳への在宅難病患者の登録については、システム上の問題があり、これに伴う福祉・医療サービス(医療機関が担う部分)の提供についても課題がある。このため、県計画スケジュール通りに進行できるかは疑問である。</li> </ul>	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の災害時要援護者名簿に平成27年度末に登載完了としていますが、これは、在宅で継続した医療ケア(人工呼吸器使用や酸素療法等)が必要な方を想定しています。ご指摘のとおり、すべての難病患者の名簿登載を完了させることではないため、行動計画素案取組項目3-17の記載内容を「継続的医療ケアが必要な患者の名簿登載完了」と修正いたします。</li> </ul>
被災者の健康の維持保全	47	防疫対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画素案3-18「保健衛生活動の推進」の中で記述するのか、別の項目立てをした方がいいのかは調整が必要だとは思いますが、長期浸水や津波被害の対応として「防疫(消毒や駆除等)活動に関する対応」が必要ではないか。</li> <li>県でペストコントロール協会や薬局等と協定を結び人的体制や備蓄体制を整備し、市町村は、実施マニュアルを策定するように取り組んではどうか。</li> </ul>	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策(消毒)について、第1期行動計画では、津波被害後に被災家屋に戻って生活する前には消毒が必要となると想定し、各市町村において消毒薬を備蓄し準備することとしておりました。</li> <li>しかし、東日本大震災での津波被害の実情から、被災家屋に戻ることはほとんど無く、即座に消毒が必要な状況にはならないことが確認できたため、第2期行動計画での防疫対策としては、避難所での衛生対策を主として、取組の見直しを行いました。</li> <li>ご指摘の被災地域の消毒や害虫駆除については、一定の瓦礫撤去等が進んだ後に対応する事項として考えており、その際には、外部からの調達等で対応が可能であり、備蓄については必要ないと判断し、第2期行動計画からは削除いたしました。</li> </ul>
一時居住場所の確保	48	仮設住宅について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅の建設場所について高知では、学校のグラウンドぐらしか場所がないのでは。津波予想地域内でも外でも、まとまった農地をあらかじめ災害契約しては。</li> <li>構造改善事業の水田などはハードルが高そうだが。農地なら道路や水道、排水路なども簡単に使え、また住宅地から比較的、近接地にあり壊れた自宅へも頻繁に通える。地主や農家そのものも被災者であり、仮設住宅の受給者であると思われる。高台を切り開きインフラを整備するよりは安価に早く建設できると思う。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等を予め災害のための用地として登録することにより、大規模災害時における用地の確保が円滑に進むものと考えています。県内の一部の市においては、民有地の登録制度をスタートしていますので、今後は県内市町村に普及する取り組みを進めてまいります。</li> <li>行動計画取り組み項目3-21「被災後の速やかな応急仮設住宅の供給」の中で取り組みを進めていきます。</li> </ul>

施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
緊急輸送の確保	49	海路救援ルートについて	・土砂災害により陸の孤島となることから、救援・復旧の人員・物資輸送ルートは海路からの船舶によるものになる。県民の疎開船や医師・看護師を乗り組ませたの病院船、発電機を搭載した発電船として一般の船舶も活用でき船舶会社との連携対策が必須である。	⑤	・災害時の救援物資の海上輸送等の支援について、全国の約3千業者が所属する日本内航海運組合総連合会と昨年の10月に協定を結んでいます。また、今後はフェリー運航会社などの協定についても検討を進めます。
住宅の確保	50	住宅の確保について	津波被災後、1人暮らしか夫婦のみの高齢者向けに仮設住宅ではなく、いきなり恒久集合住宅を建てる。 ・1～2人の入居者であれば集合住宅で十分。2階建て長屋風の木造住宅を浸水しない自治体(なるべく医療施設の近く)へ造り、家を失った被災高齢者に入ってもらい。高齢者向けに必要な行政サービスの効率が上がり、一時避難施設の混雑を早めに緩和できる(当然、行政担当者の人練りが少しだけ楽になる)。事前に設計して、設計図は建設予定地の自治体へ保管してもらい。 ※仮設住宅にこだわると、建設適地を2度探す必要が出てくるので、どうしても遅くなる(政府へ「規制するな」と事前に根回ししておく)。仮設住宅は子どものいる家族へ最優先で用意したい。 ※光熱費・食費などは入居1カ月後からは年金から出してもらい。	①	・東日本大震災の教訓として、応急仮設住宅の建設候補地の事前の選定や、災害公営住宅を並行して建設することに関する検討などが課題となっています。県では、市町村の協力を得て収集した建設候補地のデータをベースに配置計画の作成や、地域の建築資材で建設できる応急仮設住宅の標準設計・仕様書の作成など、応急仮設住宅供給計画の策定に取り組んでいます。今後は、大規模災害時における土地利用計画等の検討を進める中で、災害公営住宅の建設についても検討を進めてまいります。 応急仮設住宅については、行動計画取り組み項目3-21「被災後の速やかな応急仮設住宅の供給」の中で、取り組みを進めていきます。
行動計画の全体や本文について	51	行動計画について	・緻密な避難、火災、被災援助、輸送などの計画、概要、スケジュールを拝見させて頂き県民の一人として安堵した。	⑤	・行動計画完成後は、見直しなどをしっかりと行いながら着実に対策を進め、目標を達成できるよう取り組んでいきます。
	52	行動計画について	・行動計画素案9ページの揺れにより死傷者が多数発生するの7行目の(医療機関の被災する)は(医療機関が被災する)がいいと思う。	②	・ご指摘のとおり、修正します。
	53	行動計画について	・大きな対策ではなくもっと当事者の立場にたった細かい対策を講じてほしい。	⑤	・行動計画に記載している対策を実施していく際には、より詳細な部分にまで対応できるよう進めていきます。
その他	54	水泳能力の強化について	・津波に対しては、泳げないより泳げた方が被災の程度が少ないと考える。 子供たちに対しても、水泳能力の強化が重要であると考えます。	④	・津波対策としては、津波から高台等に避難することが重要であると考え、各学校において避難訓練を繰り返し実施しています。 ・子どもたちの水泳能力を強化することは重要であるとは考えますが、津波対策としての水泳能力の強化は考えておりません。
	55	原子力災害について	・東北では、地震・津波・原発事故が同時におきたが、この行動計画の中に放射能漏れとの複合災害は想定されていないのか。梶原町は、地震が来て道路の通行が困難になった時、放射能プルームがきたらどうなるかということがよく議論される。県の南海地震対策行動計画では、放射能は来ないのですね。逆に、県の原子力事故災害対策行動計画では、いつも道路は通れる状態のように思う。もし、梶原で孤立してしまったらどうしたらいいのか。 避難所はシェルターにしておかなければならない。	⑤	・現在策定中の「高知県原子力事故災害対策行動計画」により対応することとしています。
	56	立体施設(複合施設)の開発について	・住居の建築について、一軒家を立てるのではなく、高層の建物を建設し、施設や住居などが入った複合施設として開発をできればと思う。	⑤	・ご提案のような、高層の建物を建設し、施設や住居などが入った複合施設を開発しようとするれば、「土地区画整理事業」や「市街地再開発事業」、両事業の一体施行が考えられますが、その際には、地元住民や地権者の合意形成、施行者の資金確保、市町村の津波避難計画やまちづくり方針との整合など、多くの調整が必要となります。
	57	防災と減災の考え方について	・防災と減災について県としてどのように考えているか。	⑤	・県が従来想定して対策を進めてきた安政南海地震クラスの地震・津波については、防ぎきるといふ防災で考え方で対策を進め、現在考えられる最大クラスの地震・津波については、被害を完全に防ぐことはできませんが、できる限り被害を減らす、減災の考え方で対策を進めております。地震に対して、幅を持って備えていきます。



施策のテーマ	番号	項目	ご意見の概要	対応状況	ご意見に対する考え方
その他	58	応急教育・保育対策、給食対策について	・高知市地域防災計画(震災対策編)では、被災後の学校、保育所等の再開について、応急教育・保育対策、生徒等への給食対策として掲載しており、本市の保育園災害対策マニュアルにおいても、保護者等が災害復旧等に当たるために必要として「保育の再開」を掲げている。BCPの一環になるとも考えられるが、保育所、学校の再開にはライフライン復旧や給食材料調達等で特別な支援を受けることが必要であるため、「応急教育・保育対策、給食対策」について項目として挙げることを要望する。	③	・「応急教育・保育対策、給食対策」については、間もなく策定予定の「高知県南海地震応急対策活動要領」に基づき対応していくこととしています。しかしながら、この内容では不十分であることから、今後行動計画への位置付けを検討していく予定ですが、まずは、平成25年度中に被災後の応急対策としての学校施設等の避難所対策を対応した後に、次の段階として復興対策として応急教育等について検討していきます。
	59	地震後の漁業について	被災後1年は禁漁期間を設け、漁業者へその補償(実質は経済支援)をし、同時に資源回復を図る。 ・前向きな捉え方をしてもらいたい。その間、漁業者には復旧の力仕事をしてもらおう。魚種(ウナギなど)によっては禁漁期間を3~5年とする。	③	・東日本大震災後の復旧対策として、国は漁業者等の行うがれき等の回収処理に係る労賃や船舶借料等を支援し、経済支援を行っており、南海地震についても、同様の支援を制度化しておく必要があると考えます。一方で、被災後は、漁業者には早く漁業に復帰したいとの思いがあることから、このような制度と資源管理をリンクすることについては、漁業者の意向も踏まえたうえで検討することが必要であると考えています。
	60	被災地から学ぶ取組について	・被災地視察の実施や、被災地から話に来てもらうような機会の設定を検討してほしい。被災地と交流しながら経験を学びながら、防災から復旧復興まで考えていく必要性を感じている。具体的な進め方はあるとして、どこか参考になるような地域を設定して、市民レベルを巻き込んだ継続的な取組を提案する。	⑤	・被災地の取り組みの視察や連携については、現在、民間や行政を問わず様々な形で行われております。県におきましても、被災地との職員との交流や被災地の取り組みを学ぶ講演会などの開催も行っております。今後も、引き続きこうした取り組みを継続していくことが大事であると考えております。
	61	行動計画のパブリックコメントについて	・パブリックコメントの実施について、ホームページや市町村役場で閲覧できるだけでは、周知が足りない。新聞に素案まで載せるなどして広報しなければならない。	⑤	・今後、パブリックコメントを実施する際にはより幅広く周知できるよう努めていきます。